

令和7年度版

八丈町立保育園 入園のしおり



八丈町福祉健康課厚生係（町役場 1 階 7 番カウンター）

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2

電話 04996-2-5570

八丈町ホームページ <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

保育園ホームページ <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/nursery/>



はじめに

少子化が進む中、八丈町では地域住民と協力し、保護者の方が安心して子育てができる環境を整え、「みんなで子育て島育て」を合言葉に子育て支援に取り組んでいます。

保育理念

- ・ 子ども一人ひとりを大切にします。
- ・ 保護者の気持ちに寄り添います。
- ・ 職員は明るく、向上心を持ちます。
- ・ 地域に開かれた保育園を目指します。



目次

1	町立保育園一覧、クラス年齢	P1
2	子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」	P2
3	申込みから入園までの流れ	P5
4	保育園の利用時間	P6
5	入園の申込み	P8
6	町外の認可保育園を希望する場合	P12
7	町外からのお申込みについて	P12
8	八丈町利用調整基準（選考基準）	P13
9	保育料	P17
10	現況届出書について	P20
11	発達が気になるお子様,特別な配慮を必要とするお子様の申込み	P20
12	申込後、認定内容や希望保育園等の変更があった場合	P21
13	内定や入園の辞退	P21
14	給食提供について	P21
15	台風が発生した場合の登園について	P23
16	年間行事予定	P24
17	1日の基本的な流れ	P25
18	0歳児保育	P26
19	一時保育	P26
20	こどもひろば	P27
21	八丈町立保育園マップ	P28
22	むつみ第二保育園	P29
23	若草保育園	P30
24	あおぞら保育園	P31
25	子育てに関する施設	P32

1 町立保育園一覧、クラス年齢

■保育園とは■

保育園は、お子様の保護者が就労している場合や、病気などにより日中お子様を保育できない場合に、保護者に代わってそのお子様を保育するところです。

※ご家庭での保育が可能な場合は対象になりません。

■八丈町立保育園一覧■

保育園名	0歳保育受入可能月齢	所在地	電話番号
むつみ第二保育園(本園)	×	三根 505 番地 1	04996-2-2421
若草保育園	×	大賀郷 71 番地	04996-2-0724
あおぞら保育園	満 6 ヶ月以上	中之郷 2612 番地 1	04996-7-0083

※むつみ保育園では現在募集は行っておりません。

■定員■

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
むつみ第二保育園	—	6名	6名	26名	25名	25名	88名
若草保育園	—	6名	12名	15名	25名	25名	83名
あおぞら保育園	3名	6名	6名	15名	25名	25名	80名

■令和7年度クラス年齢■

4月1日時点での年齢で決定します。年の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
0歳	令和6年(2024年)4月2日～ ※ 受入月齢は生後6ヶ月以上です。
1歳	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
2歳	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
3歳	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
4歳	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
5歳	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日

※ 0歳児クラスの申込み可能時期

(例) 2024年11月11日生まれ ⇒ 2025年6月1日入園分から申込み可能

(例) 2025年3月10日生まれ ⇒ 2025年10月1日入園分から申込み可能

■利用できる方■

保護者が以下の状況で、ご家庭でお子様を保育することができない場合に、利用申込みができます。

- (1) 仕事をしている場合（月 60 時間以上の就労）
- (2) 妊娠、出産による場合（出産(予定)月を含む産前産後計 5 ヶ月間）
- (3) 病気、負傷又は心身に障がいがある場合
- (4) 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護をしている場合
- (5) 災害の復旧活動をしている場合
- (6) 求職活動をしている場合（原則年度内 3 か月間を認定期間とします）
- (7) 大学、専門学校、職業訓練校などに通学している場合
- (8) 児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがあると認められる場合
- (9) その他、保護者が明らかに保育をできないと認められる場合

※ 八丈町で利用申込みができるのは、八丈町に**住民登録している方**のみです。町外に転居した場合は申込みが無効になります。必要な方は新住所地で改めてお申込みください。

※ (2)による事由の場合は出産(予定)月を含み最大 5 ヶ月間利用可能となります。原則、連続した期間のみの入所となります。

※ 0歳児クラスのお子様を(2)による事由でお申込みの場合は、定員数に満たない場合（空き枠がある状況）のみ、入園が可能となります。

※ 各保育園の募集定員を超える申込みがあった場合、すぐに入園出来ないことがあります。

2 子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」

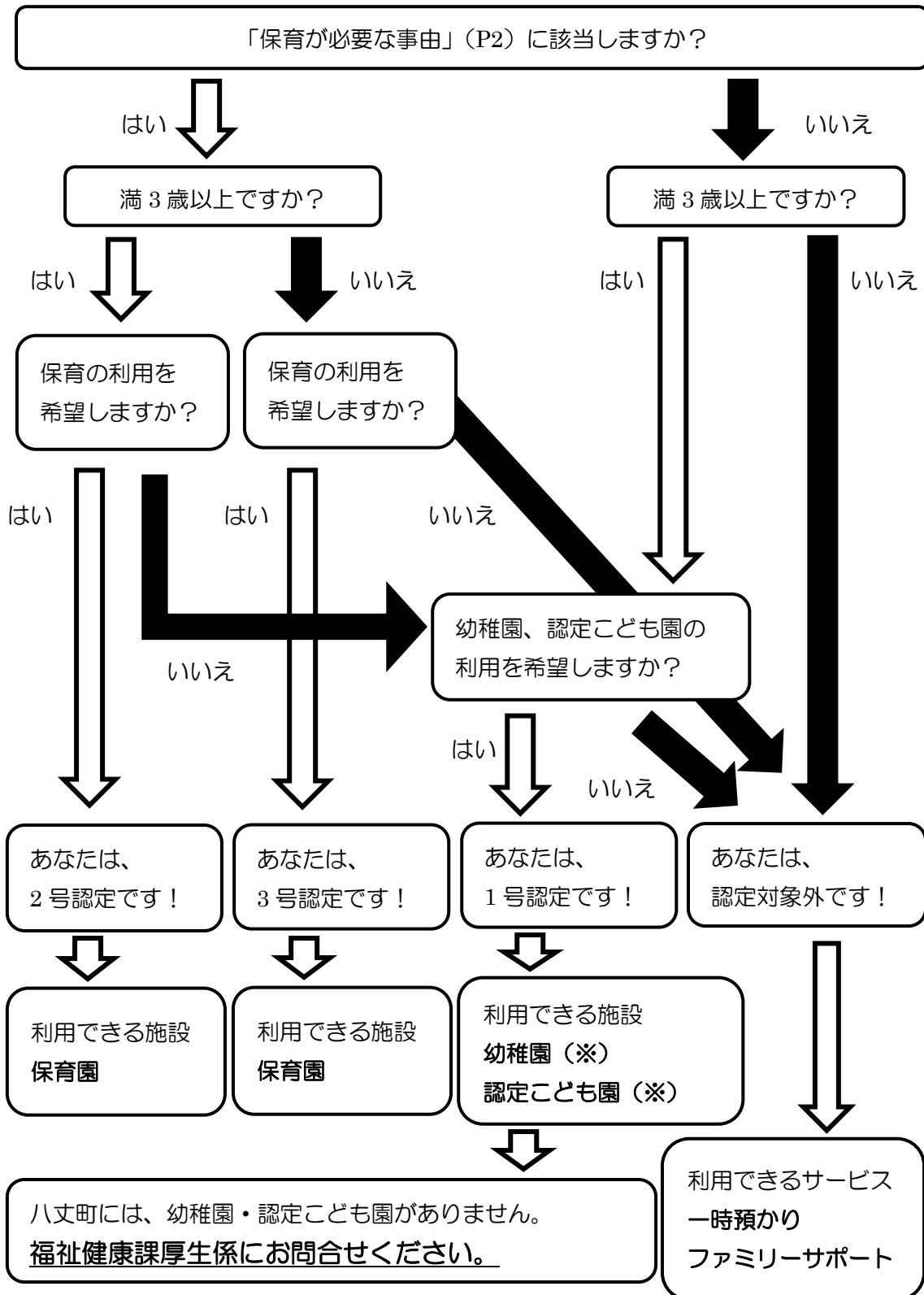
認可保育園を利用される保護者の方は「保育の必要性の認定（以下、「支給認定」という。）」の申請をしていただく必要があります。

※支給認定は保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入所をお約束するものではありません。

■保育が必要な事由■

- ◇就労（月 48 時間～64 時間以下の範囲で、市町村が定める）
- ◇妊娠、出産
- ◇病気、負傷又は障がい
- ◇同居又は長期入院している親族の介護、看護
- ◇災害復旧活動
- ◇求職活動
- ◇就学
- ◇児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがある
- ◇その他、上記に類する状態として町長が認める場合

■認定のフローチャート■



■認定の種類■

認定区分	対象		利用できる施設
	児童年齢	保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当し、保育園での保育を希望される場合	認可保育園
3号認定	満3歳未満		認可保育園

■利用区分■

2号認定、3号認定を受ける場合、保護者それぞれの保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の利用区分に分けられます。

※ 保育標準時間 ⇒ 就労時間が週30時間以上かつ月120時間以上

保育短時間 ⇒ 就労時間が月60時間以上120時間未満

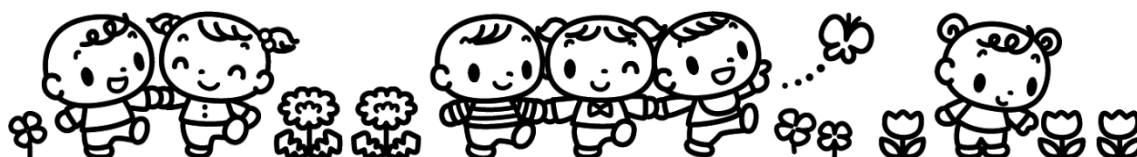
■申請方法■

保育施設の入園申込みの際に「認定申請」をしていただきます。

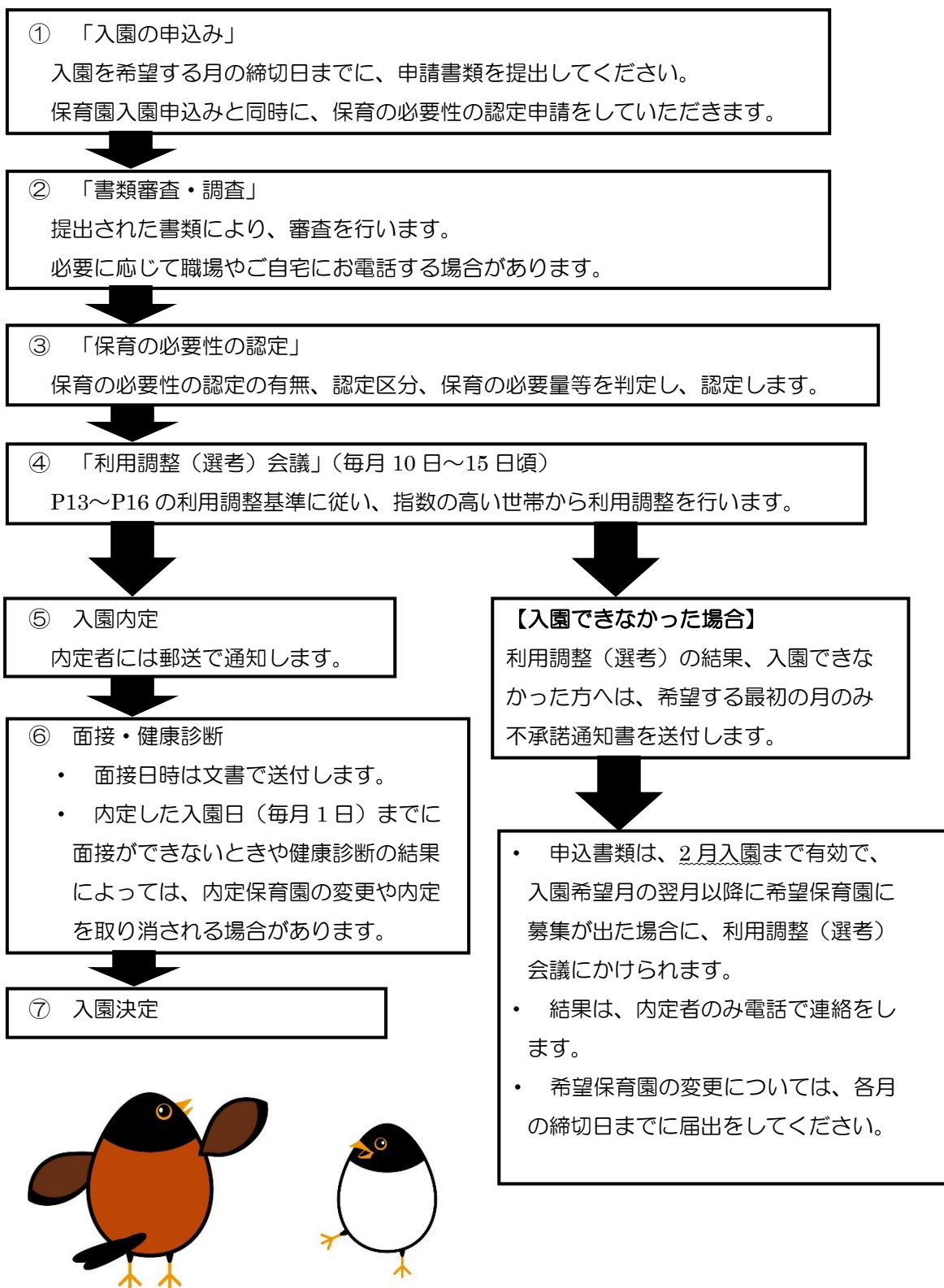
※ 入園の申込みと同時に行います。

■支給認定証の発行■

- 保育が必要と認定された方には「支給認定決定通知書」「支給認定証」を交付します。なお、「支給認定証」は「入園決定通知」ではありませんのでご注意ください。
- 4月入園申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、支給認定証は利用調整結果とともに送付する予定です。
- 5月以降の申込みについては、利用調整（選考）の結果と同時期に支給認定証を送付する予定です。



3 申込みから入園までの流れ



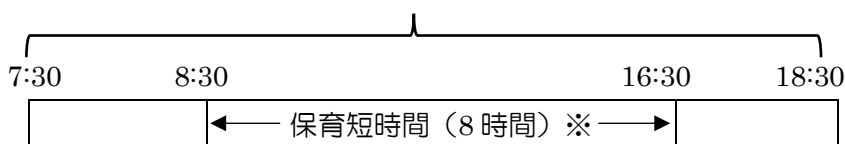
4 保育園の利用時間

■通常保育■

- 月曜日～金曜日の7時30分～18時30分まで（日・祝日は除く。）
- 「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらかの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。
- 保育時間（最大8時間）は、「保育短時間」認定のお子様の利用可能な時間帯で、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯です。
- 保育時間（最大11時間）は、保育時間（8時間）を含む11時間で、「保育標準時間」認定のお子様の利用可能な時間帯です。

※ 実際の保育時間は、認定区分に応じた利用可能な時間の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤に要する時間を考慮した時間となります。お子様と一緒に過ごす時間を増やすため、予定が切り上がる場合などは早めのお迎えをお願いします。また、「標準時間」認定のご家庭であっても、お仕事がお休みのときなども同様に早めのお迎えをお願いします。

保育標準時間（11時間）



■土曜保育について■

土曜保育は、原則、就労のある方のみ利用可能としています。ご家庭で保育ができず、就労以外の理由により土曜保育を利用したい場合は福祉健康課厚生係までお問い合わせください(内容次第ではお断りさせていただきます)。また、勤務日が毎週でない方で、勤務先からシフト表が発行されない場合は、別途申請が必要となります。提出書類については、P11《(2) 状況に応じて必要な書類》にてご確認ください。

■延長保育■

「保育短時間」のお子様が、保護者の方の勤務の都合等により、保育園が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯を利用する場合は、「延長保育」となり、保育料とは別に、延長保育料（1時間 350円）をご負担いただきます。

(1) 事前申し込み

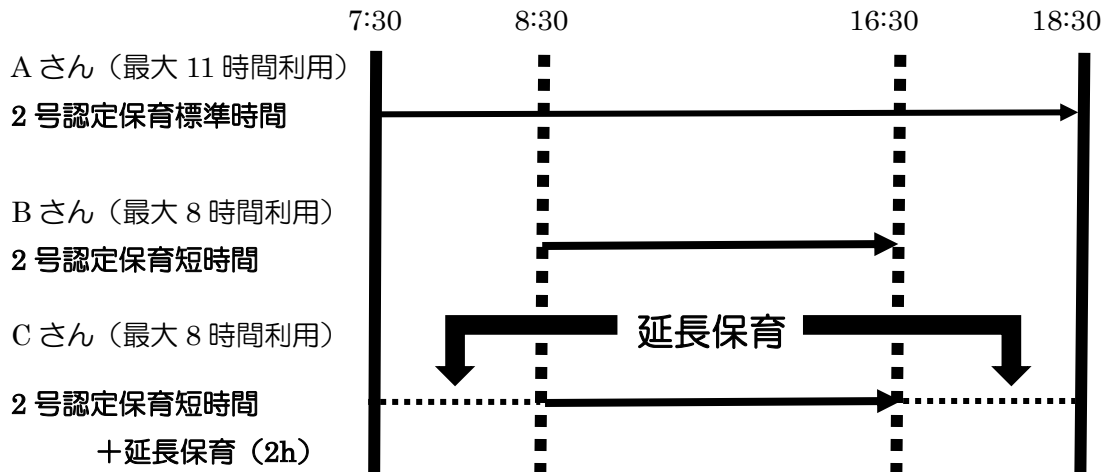
延長保育を利用する方は、利用日の前日までに各保育園へお申込みください。

(2) 利用にあたっての注意

- 延長保育を利用する理由は、原則「保育が必要な事由」(P2)に準じています。

- また、保育料を滞納している方は、延長保育を利用できません。
- 事前申込みをせず、延長保育が発生しないようご注意ください。やむを得ず延長保育になってしまう場合は、必ず保育園に連絡をしてください。
- 18時30分以降は保育することができませんのでご了承ください。18時30分を過ぎた場合は、各保育園玄関にてお子様と保育士にて待機させていただきます。

(3) 保育時間のイメージ



※ 保育の必要量に応じた認定区分で利用できる時間帯を超える場合は「延長保育」となります。

■ 保育の必要量、保育認定について ■

保育を必要とする事由に応じて、以下のとおり「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。区分により保育施設の利用最大時間が異なります。

※ 保育を必要とする時間が短い方の保護者により、事由と必要量は認定されます。

① 保育標準時間…1日の最大利用時間 11 時間 (7:30~18:30)

② 保育短時間…1日の最大利用時間 8 時間 (8:30~16:30)

保育を必要とする事由	保育の必要量	利用できる期間
就労	標準時間もしくは短時間	小学校就学前までの間
妊娠、出産 (※1)	出産月及びその前後 1 ヶ月 標準時間 それ以外 短時間	原則、出産予定月を中心に 前後 2 か月 (計 5 か月間)
疾病、障がい	標準時間もしくは短時間	療養を必要としなくなるまで
介護、看護	標準時間もしくは短時間	介護を必要としなくなるまで
就学	標準時間もしくは短時間	通学期間中
求職	短時間	利用希望月から 3 か月以内 (年度内で最大 3 か月間)
災害復旧	標準時間もしくは短時間	災害の復旧活動に従事する期間

虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	標準時間もしくは短時間	左記の事由により保育が困難と認められる期間
------------------------------	-------------	-----------------------

※1 妊娠・出産の事由により利用を希望される方

八丈町では、原則出産予定月の2ヶ月前からの入所希望を認めており、（予定月を含めた）連続しての5ヶ月間が認定期間となります。

申込みの段階では、出産予定月で利用時間等を仮決定しますが、予定月から1ヶ月以上早く（遅く）出産された場合は、再度利用時間等の認定を行います。必要に応じて、支給認定変更申請書（兼変更届）をご提出いただきます。

5 入園の申込み

■ 申込方法 ■

各月締切日までに必要書類を下記の方法にて提出してください。**原則、郵送・FAXでの申込みは受け付けておりません。**やむを得ず、郵送にてご提出いただく場合には一度、福祉健康課厚生係までお問い合わせください。

「就労証明書」等の証明書類については、提出月当月・前月のものが有効です。証明日の記載が無いものや前々月のものについては無効とさせていただきます。

- ・ 窓口受付…福祉健康課厚生係（町役場1階7番カウンター）
土、日、祝日を除く日の8時30分～17時
- ・ 郵送受付…〒100-1498
東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2 福祉健康課厚生係宛
締切日必着となります。（消印の日付ではありません。）

※ 町外の保育園を希望される場合は、P12「6 町外の認可保育園を希望する場合」をご覧ください。

※ 町外にお住まいの方は、お住まいの区市町村で申込みをしてください。

■ 転園について ■

年度途中の転園はできません。ただし、特別な理由がある場合にはご相談ください。（必ずしも転園できるとは限りません。）

※毎年、11月頃から新年度の入園（継続）申込みを受け付けております。転園を希望する場合は、その際にご希望ください。

■申込締切（令和7年度4月～2月入所）■

※入園は毎月1日からとなります。原則、月の途中からの入園はできません。

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
4月	下記参照	8月	7月9日（水）	12月	11月6日（木）
5月	4月9日（水）	9月	8月7日（木）	1月	12月9日（火）
6月	5月8日（木）	10月	9月8日（月）	2月	1月8日（木）
7月	6月9日（月）	11月	10月8日（水）	3月	募集なし

※5月以降の選考結果につきましては、入所希望月の前月中旬以降に送付します。

■4月入園について（令和7年度）■

(1) 一次選考

受付期間	令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金）※ 郵送の場合は必着
受付時間	9時～17時
受付場所	① 在園児：通園中の保育園もしくは福祉健康課厚生係(町役場1階7番カウンター) ② 新規申込児童：福祉健康課厚生係(町役場1階7番カウンター)
結果通知	令和7年1月17日（金）以降に郵送で結果を通知します。
注意事項	きょうだい児で申込みされる場合（別々の園に在籍している場合も含む）、就労証明書などの証明書類の提出は1枚で結構です。

(2) 二次選考

受付期間	令和6年12月2日（月）～令和7年2月28日（金）※ 郵送の場合は必着
受付時間	9時～17時
受付場所	福祉健康課厚生係（町役場1階7番カウンター）
結果通知	令和7年3月10日（月）以降に内定者には電話で連絡します。
注意事項	受付期間以降に受理した申込みについては、5月以降の入園選考となります。

(3) 面接

実施日時	結果通知と同封してお知らせします。
実施場所	内定保育園
注意事項	島外から転入予定の方も入園前に必ず面接を行います。選考後、日程をお知らせしますので、来島の調整をお願いします。入園前に面接ができない場合は、5月からの入所選考となりますので、ご注意ください。

※ 二次選考の方については、お電話にてお知らせします。

(4) 健康診断（入園前健診）

実施日	令和7年3月6日（木）に実施予定
実施場所	三根公民館（仮）
その他	確定した日時やそのほか詳細は、結果通知と同封してお知らせする予定です。

※ 健康診断については、新規入園者が対象となります。

※ 健康診断の日時に関しましては上記日時を予定しておりますが、日にちの変更をする可能性があります。変更する場合は対象者にお知らせします。

■申込みのときに必要な書類■

◎は八丈町指定の用紙です。町のホームページからダウンロードできます。

(1) 必ず必要な書類

- ① ◎支給認定書兼保育園等利用申込書
- ② 保育の必要性が確認できる書類（父母それぞれの証明が必要です。）

	就労			出産・妊娠	疾病・負傷	障がい	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学・職業訓練	不存在	虐待等
	外勤	自営・内職	出産休業中 育児休業中									
◎就労証明書（※1、2）	○	○	○						☆			
◎保育を必要とする申立書				○	○	○	○	○		○		
母子健康手帳の写し （表紙、出産予定日の分かる部分）				○								
診断書（※3）					○							
障害者手帳の写し	☆	☆	☆			○						
◎介護状況申告書	☆	☆	☆				○					
介護を受ける方の状況確認書類 （※4）	☆	☆	☆				○					
◎求職活動申告書									○			
在学証明書										○		
離婚、未婚、死亡、拘禁等（※5）											○	
離婚調停中（調停期日通知など）											○	
事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）		○						○				○

※ ○は、必ず必要な書類であり、☆は、該当する方だけ必要な書類です。

※1,2 勤務形態が不規則な場合はシフト表(1ヶ月の勤務実績等)を要求する場合があります。

※2 自営、内職の方は就労の実態が（営業許可証、開業届出書、チラシ、事務所が記載された領収書、HP、報酬等の記録など）確認できる書類

※3 医師が記載し、かつ「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの

※4 要介護認定証、障害者手帳の写し、診断書

※5 戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証など

(2) 状況に応じて必要な書類

状況	必要書類
土曜日の保育が必要である	土曜保育申込書、シフト表(※1)、土曜日勤務証明書兼土曜保育(随時)申込書(※2)
生活保護を受給している	生活保護受給者証明書
ひとり親家庭等(親族その他の者と同居している)	同居者の就労証明書など
申込児童に障がいがある場合 申込児童が持病をお持ちの場合	「集団保育が可能であること」と「保育園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書
同居親族が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保険福祉手帳を交付されているまたは要介護の認定を受けている	同居親族の障害者手帳等の写しまたは要介護認定証写し
令和6年1月1日現在、八丈町に住居登録がなかった	令和6年度の住民税課税証明書(住民税納税通知書でも可)もしくは非課税証明書 未申告の方は申告をしてください。
令和6年1月1日現在、八丈町に住居登録があったが、住民税の申告が未申告である	

※1 勤務体制が不定期の場合、お手数をおかけしますが**毎月シフト表の提出**をお願いします。

※2 土曜日の勤務が不定期の方で、勤務先よりシフト表が発行されない方は、「土曜日勤務証明書兼土曜保育(随時)申込書」をご提出ください。

■注意事項■

- 育児休業中の方のお申込みは、お子様が入園した月の翌月1日までに復職証明書を提出してください。例えば4月1日入園の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職していないと退園となります。復職後、2週間以内に「復職証明書」を提出してください。
- 就労証明書の記載に整合性がない場合や不明な点がある場合は、事業主等に問い合わせることがあります。予めご了承ください。
- 就労内定による事由(就労見込み)で申込みをされた場合には、勤務を開始した月の翌月までに(5月勤務開始の場合は5月分の)支給額がわかるもの(給料明細等)と就労証明書を合わせてご提出いただきます。
- 記載内容を誤った場合は、訂正印を押してください(修正液等は使用しないでください)。
- 令和7年度4月入所において、島内在住で求職活動で申込(新規・継続ともに)の方は、できる限り4月末までに就職先の内定をもらうようご協力ください。

6 町外の認可保育園を希望する場合

町外の認可保育園を希望する場合は、必ず入園を希望する区市町村に連絡をとり、申込みが可能かどうか、希望する保育園の空き状況、希望できる保育園の数、申込締切日、必要書類について確認してください。その際、住所が八丈町であることや転入予定があることなどを必ずお伝えください。

申込みについては、八丈町指定の申込書を利用してお申込みください。八丈町より入園を希望する区市町村に書類を送付しますので、申込先区市町村の締切日の1週間前から10日前までにはお申込みください。

※ 転出予定の場合は、転入時に転入先の区市町村で申込み手続きを行ってください。手続きを行わないと、内定が無効になる場合がありますのでご注意ください。

7 町外からのお申込みについて

八丈町外に在住で、八丈町に転入予定の方は、現在お住まいの区市町村をとおして、八丈町の様式またはその区市町村の様式を使って申込みをしてください。お住まいの区市町村から八丈町に書類が到着した日が申込日となりますので、締切日にはご注意ください。転入予定で申込みをした方は、離島という条件も加味して、入園希望月の当月1日（1日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに八丈町に転入し、同時に福祉健康課厚生係にて必要な手続きを行ってください。

■入園希望月の前月末日までに八丈町へ転入予定がある方■

お申込時に「入園希望月の前月末日までに八丈町へ転入されることが確認できる書類」「転入誓約書（八丈町様式）」（必要に応じて同居予定申立書）を添付していただければ、八丈町民として選考します。転入後、改めて福祉健康課厚生係で手続きが必要です。なお、入園希望月の前月中に転入の確認ができなかった場合、内定は取り消しとなりますのでご注意ください。

■町外にお住まいの方が令和7年4月1日からの利用を希望する場合■

八丈町外にお住まいの方が八丈町の保育施設に利用申請を行う場合は、原則二次利用調整からの対象となります（転入予定の方で、一次締切日までに証明書類等を提出した方を除く）。二次申請締切日に間に合うよう、現在お住まいの市区町村をとおしてお申込みください。

8 八丈町利用調整基準（選考基準）

■基本指数■

入園の利用調整（選考）は、提出書類（「■申込みの時に必要な書類■」に記載のあるもの）を基に「保護者の状況」の「分類」「細目」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基本指数とします。

番号	保護者の状況		基本指数
	分類	細目	
1	居宅外 就労	月 20 日以上勤務し、7 時間以上の勤務を常態	20
		月 20 日以上勤務し、4 時間以上 7 時間未満の勤務を常態	18
		月 16 日以上勤務し、7 時間以上の勤務を常態	16
		月 16 日以上勤務し、4 時間以上 7 時間未満の勤務を常態	12
		月 12 日以上勤務し、7 時間以上の勤務を常態	10
		月 12 日以上勤務し、月 80 時間以上の勤務を常態	8
		上記以外の就労で月 60 時間以上の就労を常態	5
2	居宅内 就労	月 20 日以上勤務し、7 時間以上の勤務を常態	18
		月 20 日以上勤務し、4 時間以上 7 時間未満の勤務を常態	16
		月 16 日以上勤務し、7 時間以上の勤務を常態	14
		月 16 日以上勤務し、4 時間以上 7 時間未満の勤務を常態	10
		月 12 日以上勤務し、7 時間以上の勤務を常態	8
		月 12 日以上勤務し、月 80 時間以上の勤務を常態	5
		上記以外の就労で月 60 時間以上の就労を常態	3
	内職	家計を助けることを目的とし、月 12 日以上、月 60 時間以上の勤務を常態	2
3	出産	出産予定月を中心に前後 2 ヶ月（計 5 ヶ月間）	8
		妊娠初期及び中期に長期間にわたって安静が必要な場合	14
4	病気が	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	20
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	14
		通院加療を要する状態	8
		医師からの診断書があり、自宅療養等が必要とされている場合	6

5	障がい	身体障害者手帳 1 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者保健福祉手帳 3 級以上	20
		身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度	12
		身体障害者手帳 4 級	4
6	介護	常時病院、施設等で付添介護を必要とする場合	20
		常時ではないが病院、施設等で付添を必要とする場合	12
		日常生活に全面的（食事・排泄・入浴等）介護を必要とする場合	10
		日常生活において、身の回りの事は、しばしば介護を必要とする場合	10
		上記以外の場合	6
7	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっている場合	20
8	通学 就学	学校教育法に定める学校や職業訓練施設に通学・通所している場合	※1
9	求職中 就労内定	月 140 時間以上で就労が内定しているもの	12
		月 100 時間以上で就労が内定しているもの	8
		月 80 時間以上で就労が内定しているもの	5
		月 60 時間以上で就労が内定しているもの	3
		開業予定	2
		求職活動中	1
10	その他	父母の死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合	20
		児童福祉の観点から町長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合	※2

※1 居宅外就労の細目及び基本指数と同様とします。

※2 当該児童、世帯の状況に応じて別途判断します。

※ 入園希望月に育児休業が終了し復職する場合は番号 1「居宅外労働」を準用します。

※ 申込要件（分類）に複数該当する場合は、主たる要件の基本指数を適用します。

※ 居宅外就労、居宅内就労は 3 ヶ月以上の勤務実績があり、かつ就労時間に見合った給与等（東京都の最低賃金を基本とします）が支給されていること（整合性のない場合は減点とします）。原則として時給または東京都の最低賃金で収入を割り返して、勤務時間を算出します。ただし、算出した時間が雇用（予定）証明書等に記載されている勤務時間を超える場合は、雇用（予定）証明書等の勤務時間で認定します。

※ 入園申込締切日現在、給与明細等で確認できる 1 ヶ月以上の実績がない者、雇用（予定）証明書等に記載された就労時間と収入が不一致のものも原則として就労内定とします。

■調整指数■

基本指数に加算、減算します。

加算となる要件		
番号	条件	指数
1	父または母が身体障害者手帳 1 級～2 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級	+4
2	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当し、かつ申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき	+10
3	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当し、同居者が不在	+4
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当し、同居者が存在	+3
5	父母ともに不存在（長期入院を含む）	+8
6	同一世帯の同居者に、常時日常生活の全てに渡り、介護が必要な者がいる	+4
7	兄弟姉妹が既に在園している園を利用申込する場合、又は同時申込の場合	+3
8	父または母が単身赴任の場合（自営業等を除く）	+2
9	多胎児での申込みの場合	+1
10	育児休業取得により一時退園し、育児休業後の再入園申込み（再入園児）	+10
11	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合	+1～30

減算となる要件		
番号	条件	指数
1	保護者による、自宅内または自宅外での保育が可能（産休、育休は除く。）	-2
2	未満児の申込で同一世帯内に保育園申込みをしていない兄弟姉妹がいる	-1
3	保護者の就労が自営業の場合	-2
4	雇用主が親族等または保護者のいずれかの場合	-2
5	18 歳（高校生を除く）から 65 歳未満の同居の親族等が、無職、求職中等で補完的な保育が可能な場合	-5
6	就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合 （東京都最低賃金を基に算定）	-7
7	納付誓約を守らず、過去 3 ヶ月以上の保育料の滞納（卒園児を含む）がある場合	-9
8	納付相談等に応じず、過去 3 ヶ月以上の保育料の滞納（卒園児を含む）がある場合	-16

■優先順位■

基本指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。

選考指数が同一になった場合の優先順位	
順位	内容
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)
2	保護者いずれかの分類が存在しない
3	保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入園希望日以降もその状態が継続する予定である(※1)
4	同居親族に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者がいる、または要介護の認定を受けている者がいる場合 (保護者、申込児童は除く)
5	保護者が保育士として町内の保育施設に月60時間以上勤務している場合、または町内学童クラブにおいて児童育成に従事する者として月60時間以上勤務している場合 ※看護師として月60時間以上勤務している方も含む
6	前年度の住民税が非課税である世帯
7	父母の基本指数の合計が高い世帯
8	母の基本指数が高い世帯(父子世帯の場合は父の基本指数)
9	保護者の分類が就労である(※3) 細目の優先順位は、①外勤②居宅外自営③居宅内自営④内職の順とする
10	保護者の分類が以下に該当する(※3) 優先順位は①出産②妊娠③疾病、負傷④障がい⑤介護、養護⑥災害復旧⑦求職活動⑧就学、職業訓練の順とする
11	新規入園申込みである
12	養育している子ども(18歳未満)の人数が多い世帯
13	保育料の滞納がない世帯
14	経済的困窮度の高い世帯(保護者の前年度の住民税の合計額が低い世帯)(※2)
15	八丈町に引き続き居住している期間が長い世帯 (保護者のうち期間が長い者で判定)

※1 単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用する。

※2 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とする。

※3 保護者は、母を先に参照し、その順位が同位の場合は父の順位を参照する。

9 保育料

■決定方法等■

保育料（利用者負担額）は、P19の「■保育料（月額）■」に従い、世帯にかかる市町村民税所得割額を基に、お子様の支給認定区分、兄弟の状況等によって八丈町が設定した階層区分に応じて決定します。月の途中で退園した場合、日割り保育料となる場合がございますので、退園する場合には必ず【保育実施解除申請書】を提出してください（年長組卒園によるものは除く）。

・市町村民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても原則市町村民税の申告は必要です。

・保育料は算定後、「保育料決定通知書」によりお知らせします。

・保育料は、年度当初の実施年齢により決定するので、年度途中で誕生月を迎えても変更はありません。

・年度途中で修正申告などにより税額更正があった場合は、原則、厚生係で確認できた翌月から保育料変更の対応をさせていただきます。

※延長保育料については、P6で確認してください。

■保育料算定にかかる家計の主宰者について（重要）■

●家計の主宰者の認定基準

(1) 両親世帯（父母ともいる世帯）においては、父母それぞれ主宰者とみなす。ただし、父、及び母の収入金額の合算額が103万円を超えない場合は、児童と同一の世帯に属して生計を一にしているものの中で、収入金額が最多なものを主宰者に追加する。

(2) ひとり親世帯（母子、父子世帯）においては、父または母とする。ただし、父、または母の収入金額が103万円を超えない場合は、児童と同一の世帯に属して生計を一にしているものの中で収入金額が最多なものを主宰者に追加する。
※必要に応じて、生計が別である場合に、証明書類を御提出いただく場合がございます。

■幼児教育・保育の無償化について■

国の制度改正により、令和元年10月から3歳児～5歳児クラスの全ての児童及び0歳児～2歳児クラスの非課税世帯の児童は、保育料が無償となります。ただし、保育短時間（8時30分～16時30分）利用者の延長保育料については無償化の対象外となります。

■保育料負担の軽減■

令和5年10月より、東京都独自の支援策として、多子世帯の利用者負担額軽減補助が実施されています。

生計を同一にする子が2人以上いる世帯については国で定められている多子計算に係る年齢制限によらず、第2子以降は、第1子の年齢にかかわらず保育料が全額無料（無償化）となります。

また、平成28年度から国の制度として、引き続き市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の保育料は、第1子から半額となります。

■支払い等■

原則、口座振替で八丈町が徴収します。口座振替の申込みは、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関へご提出ください。

各月の納付期限までに保育料の納付がないときは、保育園を通じて督促状や催告書の配布のほか、地方税の滞納処分の例により、財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）や給与差し押さえ等の滞納処分や児童手当法に基づき、児童手当から特別徴収する場合があります。

■八丈町で住民税が課税されていない方■

八丈町で住民税が課税されていない方(令和6年1月2日以降に八丈町に転入した方)は、入園希望月と八丈町への転入日に応じて①・②の提出が必要です(下表参照)。

① 「令和6年度住民税課税証明書」又は「令和6年度住民税納税通知書」のコピー

↑ 令和5年1月1日現在、住民票があった区市町村が発行

② 「令和7年度住民税課税証明書」又は「令和7年度住民税納税通知書」のコピー

↑ 令和6年1月1日現在、住民票があった区市町村が発行

八丈町への転入日（住民票の移動日）	入園希望月	
	令和7年4月～令和7年8月	令和7年9月～令和8年3月
令和6年1月2日～令和7年1月1日	①のみ必要	不要
令和7年1月2日以降	①+②が必要	②のみ必要

■ 保育料（月額） ■

階層区分		認定区分・保育時間					
		3歳児以上のクラス		0,1,2歳児のクラス			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護世帯	0	0	0	0		
B1	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯）	0	0	0	0		
B2	市町村民税非課税世帯（B1以外の世帯）	0	0	0	0		
B3	市町村民税均等割のみ世帯	0	0	4,000	3,900		
市町村民税課税世帯	市町村民税所得割課税額	C1	～10,000円未満	0	0	6,600	6,500
		C2	10,000円以上 20,000円未満	0	0	8,200	8,100
		C3	20,000円以上 30,000円未満	0	0	9,800	9,600
		C4	30,000円以上 40,000円未満	0	0	11,400	11,200
		C5	40,000円以上 48,600円未満	0	0	13,000	12,800
		C6	48,600円以上 57,600円未満	0	0	14,200	14,000
		C7	57,600円以上 67,600円未満	0	0	15,400	15,100
		C8	67,600円以上 77,600円未満	0	0	16,600	16,300
		C9	77,600円以上 87,600円未満	0	0	18,800	18,500
		C10	87,600円以上 97,000円未満	0	0	19,800	19,500
		C11	97,000円以上 117,000円未満	0	0	21,200	20,800
		C12	117,000円以上 137,000円未満	0	0	22,600	22,200
		C13	137,000円以上 157,000円未満	0	0	24,000	23,600
		C14	157,000円以上 169,000円未満	0	0	24,300	23,900
		C15	169,000円以上 194,000円未満	0	0	25,500	25,100
		C16	194,000円以上 219,000円未満	0	0	26,600	26,000
		C17	219,000円以上 244,000円未満	0	0	27,900	27,400
		C18	244,000円以上 269,000円未満	0	0	29,200	28,700
		C19	269,000円以上 301,000円未満	0	0	30,500	30,000
		C20	301,000円以上 326,000円未満	0	0	31,800	31,300
		C21	326,000円以上 351,000円未満	0	0	34,600	34,000
		C22	351,000円以上 376,000円未満	0	0	37,400	36,800
		C23	376,000円以上 397,000円未満	0	0	40,200	39,500
		C24	397,000円以上	0	0	43,000	42,300

10 現況届出書について

八丈町では、4月1日時点で3号認定を受けているお子様を対象に、毎年6～8月頃に保育を必要とする事由の確認のため『現況届』を提出していただきます。提出がない場合、保育園の利用ができなくなることがありますので、必ず提出してください。

11 発達が気になるお子様、特別な配慮を必要とするお子様の申込み

お子様の発達面（言葉の遅れや落ち着きがない等）に不安がある方、病気や障がい等をお持ちのお子様については事前に福祉健康課厚生係にご相談ください。お申込みの際、窓口での聞き取りや下記の書類（2～4）を提出していただくことがあります。

※ 保育園では、専門的な療法による治療や医療行為（与薬等）は行いません。

※ 十分な受入れ体制が整わない場合は、お預かりができないことがあります。

■必要な書類■

	必要な書類	備考
1	「■申込みの時に必要な書類■」に記載されている書類	
2	診断書（※）	直近3か月以内のもの
3	障害者手帳の写し	身体障害者手帳、愛の手帳等をお持ちの方
4	母子健康手帳の写し	出産の状態、直近の健康診断のページ

※ 診断書には、以下の記載が明記されている必要があります。

- 1 集団保育を行う環境での生活が可能なこと
- 2 保育園での医療行為、与薬等の必要がないこと
- 3 日々の通園ができること
- 4 入園前の面談時に施設長(園長、分園長)等へ、お子様の状況を詳しくお伝えください。

■事前保育■

保護者の希望や保育園からのお願いで、通園予定の保育園で、保育園の雰囲気や活動内容を事前に確認、体験する事前保育があります。ご希望される方は、福祉健康課厚生係にお問合せください。

12 申込後、認定内容や希望保育園等の変更があった場合

以下（例）のような変更があった場合は、申請書や追加資料の提出が必要になりますので、福祉健康課厚生係までご連絡のうえ、お手続きをお願いします。

（例）

- 希望保育園の追加、変更
- 住所の変更
- 就労状況、家庭状況の変更
- 就労の開始、終了

■認定変更に必要な書類■

- 支給認定変更届
- 交付済みの支給認定証（※1）
- 保育園等利用申込内容変更届（※2）
- 変更理由を確認できる書類

※1 保育園在園中の方のみ必要

※2 保育園申請中または保留の方のみ必要

■認定変更の申請期限■

(1) 申請中、保留の方

変更する月の入園申込み締切日まで

(2) 保育園在園中の方

原則、変更する月の前月 20 日まで

※ 標準時間から短時間になる場合は、この限りではありません。

13 内定や入園の辞退

内定や入園の辞退をするときは、福祉健康課厚生係まで連絡のうえ、内定辞退届を提出してください。連絡及び届出が遅れると、保育料（無料の方は除く）が発生します。また、特別な理由が無く（休園届等の提出もなく）1ヶ月から2ヶ月以上登園が無かった場合、退園となる場合がありますので、あわせてご注意ください。

14 給食提供について

(1) 献立について

町立保育園の給食は、所属栄養士が一日当たりの必要な栄養価を考慮し、献立を立てています。

(2) 給食費について

町立保育園では、入園されたお子様の給食費を徴収していません(一時保育、保護者の試食会除く)。給食にかかる(材料費等含む)費用は全額八丈町が負担しています。

(3) 食物アレルギーの対応について

アレルギー完全食は、専用設備のある、あおぞら保育園のみで提供しています。このため、食物アレルギーをお持ちのお子様については、あおぞら保育園への入所をおすすめしています。食物アレルギーをお持ちのお子様で、あおぞら保育園以外をご希望であっても、利用調整(選考)会議内で、希望園での受入れが難しいと判断した際は、変更をお願いする場合があります。また、保育園では医師の診断、指示に基づき、給食からの必要最小限の食物除去を基本対応としています。食物アレルギー以外の個別の希望には対応していません。ご了承ください。

(4) お弁当について

行事や災害時、その他、お弁当をお持ちいただく日がございます。その際は、事前に保育園もしくは厚生係よりご連絡いたしますので、ご協力のほどお願いします。また、やむを得ない理由により、給食提供ができない場合には、急遽お弁当をお願いすることもございます。予めご了承ください。

(5) 他機関の見学・視察等

保育園では、園児の普段の様子を見るなど、学校等他機関の方々が見学や視察をすることがあります。予めご了承ください。



15 台風が発生した場合の登園について

連絡事項があれば、以下のいずれかの方法で保護者の方にご連絡いたします。

- 各保育園の玄関に内容を掲示
- 各家庭に内容を記載したものを配布
- ピタゴラ連絡網（一斉配信緊急メール）により連絡
→入園前に登録手続きをしていただきます。
- 各保育園の連絡網を通じて連絡

※状況により、HPにも内容を掲載いたしますのでご覧ください。













◎台風の影響から通常時との変更の可能性のあるもの◎

- ① 給食：台風の影響により停電、断水になることが考えられます。そのため給食の提供ができないと予測された場合にはお弁当と水筒をご自宅よりお持ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 保育時間：場合によっては保育時間の短縮(午前保育等)や、登園時間を遅らせる等の対応をとる場合があります。

注意事項：強風や大雨等により最悪の場合、登園途中の事故や園児の怪我が予想されます。お子様の安全を考え、登園の際の状況から危険が予測される場合には各ご家庭の判断でお休みしていただいてもかまいません。ただし、お休みする場合は保育園への連絡を必ずしていただくようお願いいたします。また、町が登園することが極めて危険と判断した場合、臨時休園となることもございます。



16 年間行事予定

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間行事予定	入園式・進級式 親子遠足 懇談会 	歯科検診 子どもまつり 	健康診断 	七夕まつり お楽しみ会 (年長児) 	夏まつり 学校プール 海水浴 	お月見 
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間行事予定	運動会 遠足 	さつま芋掘り レストランごっこ 懇談会 	発表会 健康診断 クリスマス会 	お正月あそび 年長児の懇談会 郵便屋さんごっこ 	豆まき ラグハンド大会 (年長児) 富士登山 (年長児) 	ひなまつり お別れ遠足 お別れ会 入園前健康診断 (新入園児) 卒園式 

※ 各保育園により詳細は異なります。



17 1日の基本的な流れ

時間	未満児（0～2歳児）クラス	時間	3歳児～5歳児クラス
7:30	開園（保育標準時間開始）	7:30	開園（保育標準時間開始）
8:30	順次登園（保育短時間開始）	8:30	順次登園（保育短時間開始）
9:00	自由あそび おやつ 歯磨き クラス活動 片付け	9:00	自由あそび クラス活動 片付け
11:00	給食準備 給食 給食片付け 着替え	11:00	給食準備 給食 給食片付け 歯磨き 着替え
12:30	お昼寝	12:30	お昼寝
14:30	起床・着替え	14:30	起床・着替え
15:00	おやつ 歯磨き クラス活動 自由あそび	15:00	おやつ 歯磨き クラス活動 自由あそび
16:30	順次降園（保育短時間終了）	16:30	順次降園（保育短時間終了）
18:30	閉園（保育標準時間終了）	18:30	閉園（保育標準時間終了）

※ この他、季節に合わせた各種行事を行います。

18 0歳児保育

■実施保育園■

- ・ あおぞら保育園

■給食■

- ・ 離乳食：事前に園長、担任、栄養士、調理員がお話を伺います。
- ・ 哺乳瓶：飲み口が個々で異なりますので、ご家庭でご用意ください。
- ・ 粉ミルク：保育園で下記の粉ミルクを用意しております。

■粉ミルク■

- ・ 明治ほほえみ／明治ステップ
- ※ 上記の粉ミルク以外をご希望される場合は、ご家庭でご用意ください。

19 一時保育

冠婚葬祭や保護者の病院受診、リフレッシュなど一時的に保育が必要な場合にお子様をお預かりします。

※ ご家族の方が感染症にかかっている場合（治癒含む）は、必ず園長までお知らせください。また、保育園の都合（運動会等）によりお断りさせて頂く場合もありますので、ご了承ください。

■実施保育園■

- ・ あおぞら保育園

■対象児童■

- ・ 八丈町に住所を有する満1歳から未就学児

■一時保育料■

- ・ 児童1名につき、1時間350円

■利用形態■

- ・ 利用時間：平日9時～17時（土曜、日曜、祝祭日、年末年始除く。）
 - ・ 利用回数：1人のお子様に対し、1日最大4時間、週3日まで
 - ・ 受入人数：同時刻に3人まで
 - ・ 申込場所：利用保育園窓口（電話での予約はおこなっておりません。）
 - ・ 申込期間：利用月の前月1日～1週間前まで（※1）
- ※1 子ども家庭支援センターの申込期間とは異なります。ご注意ください。

■昼食、おやつ■

- ・ あおぞら保育園のみ昼食（給食）、おやつを提供します。

■給食料■

- ・ 給食料は 400 円です。
※ 昼食のみ、おやつのみの場合でも料金は変わりません。

■注意■

- ・ 予防接種を受けた当日はお預かりできません。

20 こどもひろば

園庭や保育室の一部を開放して、親子と地域の方々とのふれあいの場、交流の場を提供します。登録制となりますので、事前に実施保育園にお申込みください。
なお、一時保育を利用している方は登録の必要はありません。
また保育園の行事等により、実施しない日もありますのでご了承ください。

■実施保育園■

- ・ あおぞら保育園

■利用対象■

- ・ 八丈町に住所を有する 0 歳から未就学児とその保護者

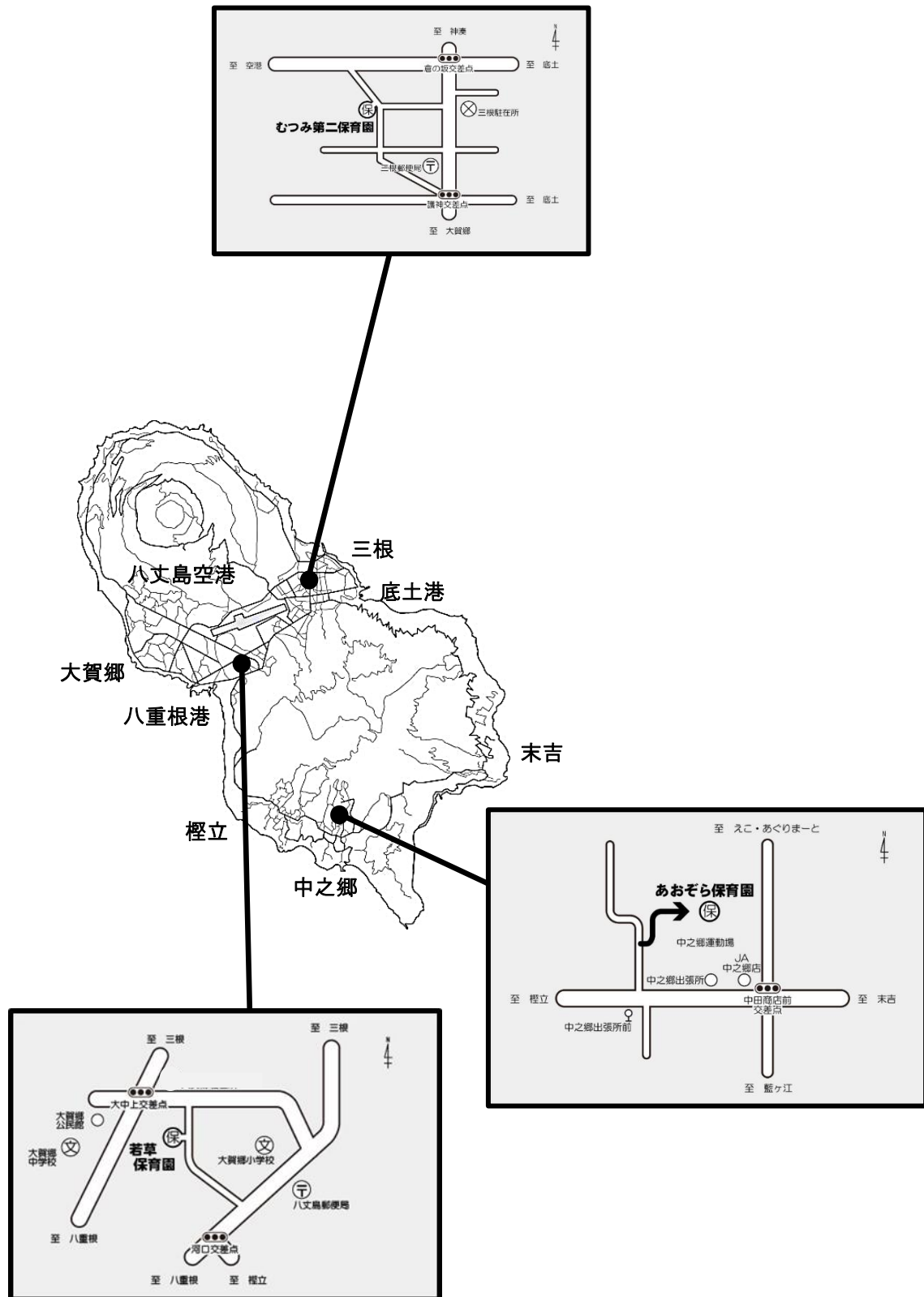
■実施日■

- ・ 毎週火曜日、木曜日
※時々、ひろばに来ている親御さんと、園児とでひろば交流をしています。
実施する場合にはホームページに掲載いたします。

■利用時間■

- ・ 9 時 50 分～10 時 50 分、15 時～16 時の 2 回です。
※ 園児の午睡中は利用できません。

21 八丈町立保育園マップ



22 むつみ第二保育園

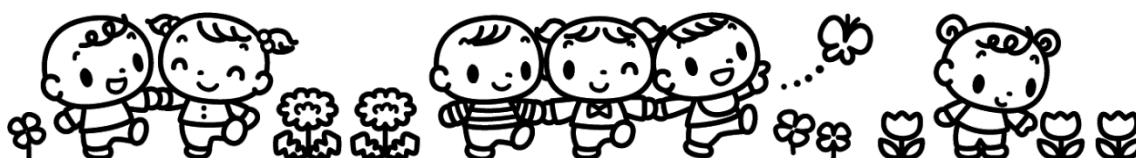
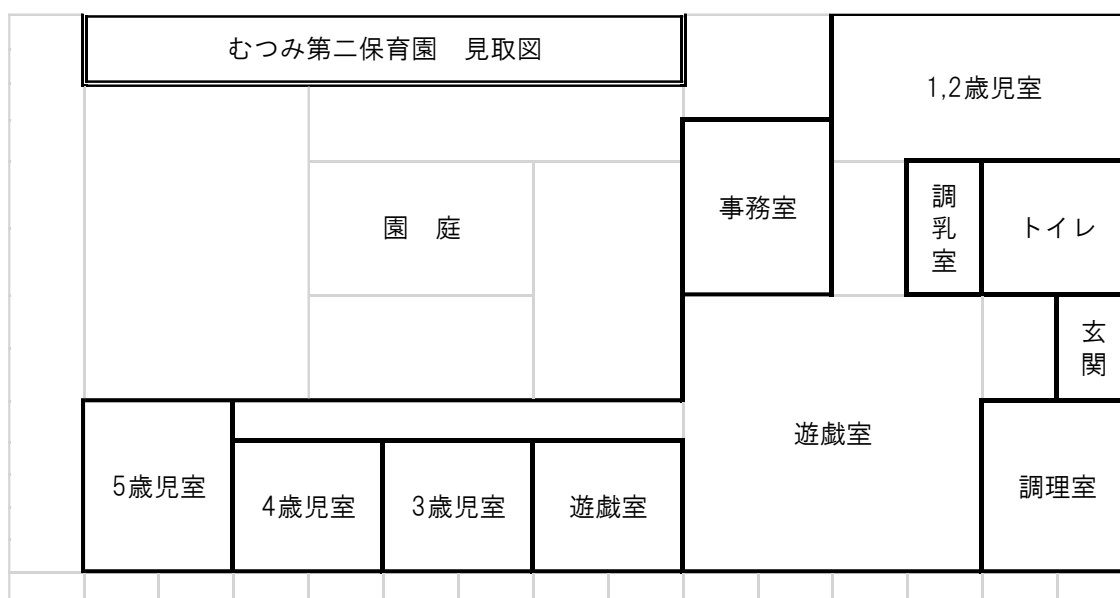
■ 保育園の紹介 ■

保育園の園内は明るく、開放的。元気いっぱいの子どもたちの賑やかな声が響き渡っています。園庭にはブランコや滑り台等の遊具があり、園の近くには空地や海があり、天気の良い日は散歩をします。虫や季節の草花に触れたり、夏は海水浴に行ったりと自然に親しんでいます。生活や遊びをする中で、自分で考え行動が出来る生きる力が育つよう取り組んでいます。

■ 保育目標 ■

- 元気に登園し、大きい声であいさつをする。
- 自分で考え行動できる力を培う。
- 素直に伸び伸びと過ごし、感情豊かな心を育む。

■ 保育園見取図



23 若草保育園

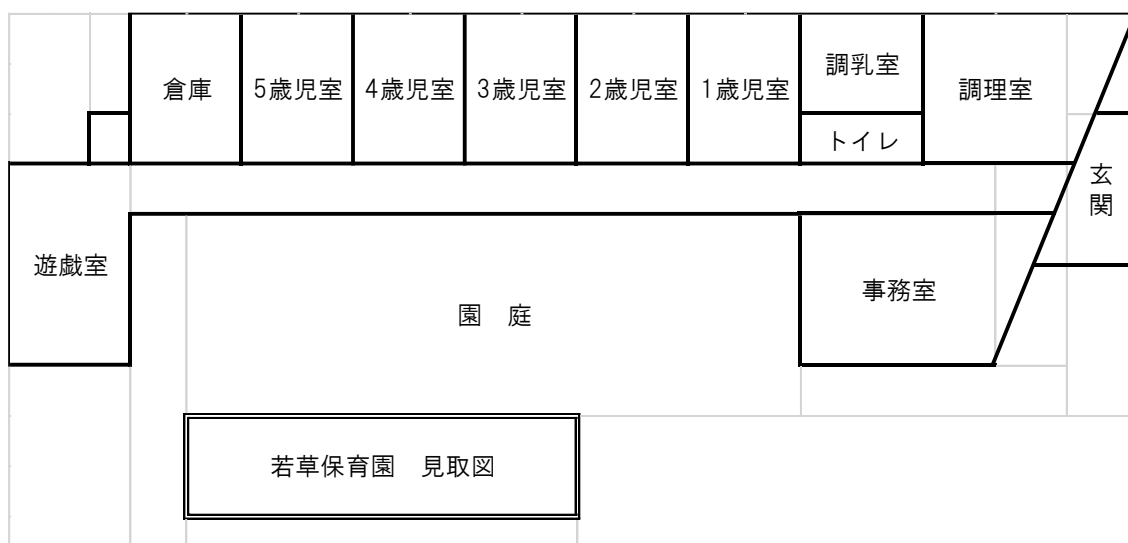
■ 保育園の紹介 ■

若草保育園は、島内で一番古い園舎ですが、子どもたちは伸び伸びと元気に遊び、仲良く関わり、育ちあう保育園です。未満児クラスが歩いて行ける距離には植物公園、ビジターセンター、大賀郷園地があります。園庭の隣には広い畑があり、季節の野菜の栽培、収穫を楽しみ、自分たちで育てた野菜をクッキングなどの食育活動にも活用しながら、取り組んでいます。一人ひとりの気持ちに寄り添い、生活や遊びを共にする中で子どもたちの心身の状態を把握しながら、しっかりと受け止められる保育を目指します。

■ 保育目標 ■

- ・ 元気にあいさつする子ども
- ・ 自分の意見を表現でき、伸び伸びと行動できる子ども
- ・ 心身ともに健やかなこども

■ 保育園見取図



24 あおぞら保育園

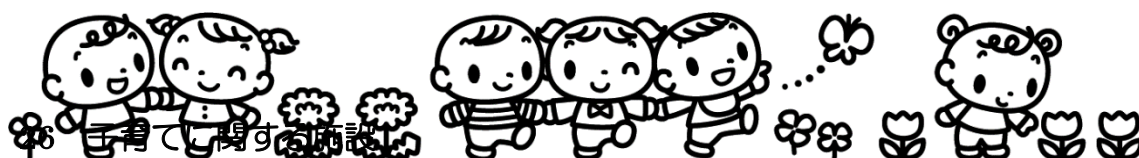
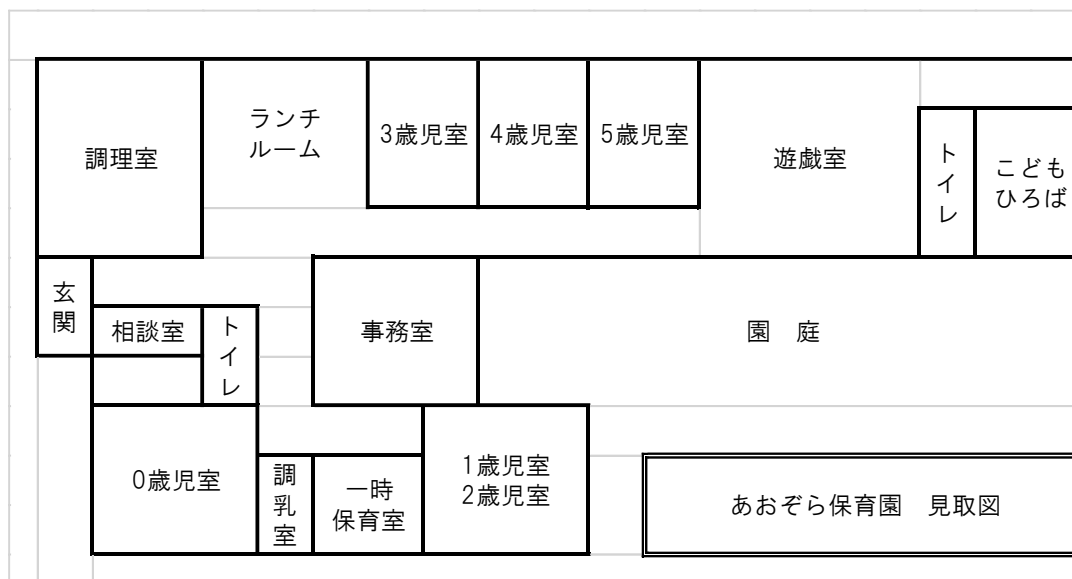
■ 保育園の紹介 ■

あおぞら保育園は、檜立、中之郷、末吉の坂上地区にある保育園で0歳～5歳児が入所しています。給食ではアレルギー食の対応を行っています。保育園の隣には中之郷運動場があり、天気の良い日にはのびのび体を動かし、運動場で遊んだり、乳児さんには、のんびり過ごせるスペースとなっているので、散歩の他にも、園外活動を多く楽しむことができます。また、保育園に入所されていないお子様は一時保育を御利用頂けます。保護者の病院受診やリフレッシュなどの理由でも利用可能ですので、希望される方はお問い合わせください(26ページ参照)。

■ 保育目標 ■

- ・ 豊かな自然の中で心身共にたくましい子。
- ・ 思いやりがあり、元気にあいさつができる子。
- ・ 自分でできることは自分で自立できる子。

■ 保育園見取図



25 子育てに関する施設

■八丈町子ども家庭支援センター■

- ・ 所在地：東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2
- ・ 電話番号：04996-2-4300
- ・ F A X：04996-2-7923
- ・ E-mail：kodomo@town.hachijo.tokyo.jp
- ・ 開館時間：平日 8時45分～17時
毎月第4土曜日 9時～正午（交流ひろばのみ実施）
- ・ 発行物：「ほのぼの通信」毎月1日発行

(1) 一時預かり事業

冠婚葬祭や保護者の病院受診、リフレッシュなど一時的に保育が必要な場合にお子様をお預かりします。

- ・ 対象者：満1歳児～就学前までのお子さま（保育園入園児を除く）
- ・ 利用者：八丈町に住民票がある保護者
- ・ 料金：1時間 350円
- ・ 利用時間：平日 8時45分～17時
- ・ 利用回数：1人のお子様に対し、1日最大4時間、週2日まで
- ・ 受入人数：同時刻に3人まで
- ・ 申込場所：子ども家庭支援センター窓口
- ・ 申込期間：利用日の前月1日（休館日は翌開館日）から2日前まで
※ 保護者の急な病気や緊急の理由により、家庭での保育が困難な場合は、当日でもご相談ください。
- ・ 注意：予防接種を受けた当日はお預かりできません。
- ・ その他：ご利用には一時預かり利用登録と申込みが必要です。利用月の前月1日から利用日の2日前までに窓口で申込み可能です。

(2) 交流ひろば

子育て家族のふれあいの場、交流の場として屋内広場を無料で開放しています。0歳～未就学児を対象とし、開放時間内は自由に入出入りすることが出来ます。

毎週水曜日は、10時30分から催しを行いますので、ぜひお越しください。

- ・ 利用時間：平日 8時45分～17時 / 毎月第4土曜日 9時～正午

(3) 育児・児童相談

18歳未満のお子様に関するあらゆる相談の窓口です。育児中の方やお子様自身に限らず、妊娠中の方やこれからパパやママになる方、どなたからでもお受けします。プライバシーは守られますのでお気軽にご相談ください。

(4) ファミリーサポート事業

保育や保育園の送迎などの援助を受けたい方（利用会員）に、お手伝いができる方（提供会員）を紹介します。利用・提供・両方会員（利用会員かつ空き時間に提供会員活動を行う）、各会員を随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

- 対象児童：概ね6か月～10歳未満のお子さま
- 利用会員：八丈町に在住、在勤、在学している保護者
- 料 金：1時間800円（平日午前8時～午後5時）
1時間1000円（平日上記以外の時間、土日祝日、年末年始）
- 保育場所：原則として提供会員の自宅。
（ただし、利用会員・提供会員相互の合意があれば、利用会員の自宅や公園等での預かりも可能。）
- 利用方法：利用会員登録説明会・初回利用事前打合せへのご出席が必要となります。
初回利用希望日の2週間前までに支援センターへご連絡下さい。

※ 提供会員・両方会員ご希望の方

八丈町に在住、在勤の、心身共に健康で熱意のある満20歳以上の方が対象です。
当センターが実施する講習会を受講していただいたからの活動となります。

(5) 養育支援訪問事業

養育の支援を特に必要としている家庭に、育児のお手伝いや相談スタッフを派遣します。

(6) 体重測定

職員の対応可能な時間に随時行っていますので、お気軽にお声掛けください。

(7) 赤ちゃんふらっと

おむつ交換用ベッド、授乳スペース、調乳用のお湯の提供をおこなっています。
ひろば利用時以外も利用できますのでお立ち寄りください。

